

第80期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年8月19日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

場所

東京都港区海岸一丁目11番2号
ベイサイドホテル アジュール竹芝
14階「天平」

※お土産について

株主総会ご出席株主様へのお土産はお配りしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



■ 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額
及び内容決定の件



書面による議決権行使期限

2022年8月18日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネットによる議決権行使期限

2022年8月18日（木曜日）
午後5時受付分まで



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7420/>



**新型コロナウイルス感染拡大防止のために株主の
皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。**

ご来場お控えのお願い

- 感染のリスクを避けるため、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
後日、株主総会の様子を当社ウェブサイトにてオンデマンド配信を予定しております。

議決権の事前行使のお願い

- 議決権の行使につきましては、できるだけ議決権行使書用紙の郵送やインターネット等による事前行使をご検討ください。

Contents

第80期定時株主総会招集ご通知 提供書面

■ 第80期定時株主総会招集ご通知 ……………	3	■ 事業報告	
■ 株主総会参考書類 ……………	7	1 企業集団の現況 ……………	27
第1号議案		2 会社の株式に関する事項 ……………	37
定款一部変更の件 ……………	7	3 会社の新株予約権等に関する事項 ……	38
第2号議案		4 役員 の 状 況 ……………	39
取締役(監査等委員である取締役を 除く。)6名選任の件 ……………	10	5 会社の体制及び方針 ……………	44
第3号議案		■ 連結計算書類 ……………	45
監査等委員である取締役4名 選任の件 ……………	15	■ 計算書類 ……………	49
第4号議案		■ 監査報告書 ……………	51
取締役に対する業績連動型 株式報酬等の額及び内容決定の件 ……	22	単元未満株式の買取制度のご案内 ……	54
		株主総会会場のご案内 ……………	末尾

【新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ】

- 本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネット等による議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、スマート行使をご利用いただけますので、ご活用ください。(詳細は6ページをご覧ください。)
- 本株主総会会場の座席は、ソーシャルディスタンスを確保するために間隔を開けた座席数の配置(最大席数約20席)としており、用意させていただいた座席数を超えた場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 本株主総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウイルスの流行状況をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 当日は、総会受付前にマスク着用と手指等のアルコール消毒についてご協力をお願いいたします。また、会場入り口において検温をさせていただき、発熱(37.5度以上)があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ご来場の株主様のご安全のため、運営スタッフの指示に従っていただけない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 感染症拡大防止のため時間短縮に心掛け、円滑な進行を予定しております。
- 株主総会当日までの状況により、本総会の運営等に変化が生じる可能性がございますので、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.satori.co.jp/ir/stock/meeting.html>)をご確認くださいませようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第80期定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、2021年度の事業の概況をご報告させていただきます。

当社グループは創業以来、事業経営3路線である貿易商社(Global)、技術商社(Technology)、製造商社(Manufacturing)を基本として、エレクトロニクスを通して「安全」「安心」そして「快適」な社会の実現を目指しております。

また、SDGsへの積極的な取り組みにより社会貢献活動を進め、ゴールとされる2030年を目標に「サステナビリティ・ソリューション・カンパニー」へと脱皮してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年8月

代表取締役 社長執行役員

佐鳥 浩之



企業理念

佐鳥グループは、豊かに充ち溢れた幸福を希求し、社会的責任の自覚の下に、持続的な企業活動を通じて、グローバル人材の育成と企業風土の進化に取り組み、より良い会社の実現と発展に努めて参ります。

経営ビジョン

明るい未来への企業の架け橋として信頼され、豊かな社会への貢献を目指し、安全・安心・快適を基本とする人と環境に配慮した経営を推し進めて参ります。

株主各位

証券コード7420

2022年8月3日

東京都港区芝一丁目14番10号

佐鳥電機株式会社

代表取締役
社長執行役員 佐鳥浩之

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては書面またはインターネット等により議決権行使をいただき、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁および6頁のご案内に従って、2022年8月18日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月19日（金曜日）午前10時

（受付開始は午前9時を予定しております。）

2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号

ベイサイドホテル アジュール竹芝 14階「天平」

（昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第80期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第80期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 取締役に對する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

インターネットによる開示について

- 下記の事項につきましては、法令および定款第14条に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して監査等委員会が監査をした事業報告、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 本株主総会招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.satori.co.jp/ir/stock/meeting.html>



その他ご案内

- 新型コロナウイルスの感染のリスクを避けるため、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- 当日の株主総会の様子は、後日、当社ウェブサイトにてオンデマンド配信を予定しています。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（7頁から26頁）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年8月19日（金曜日）午前10時

会場 東京都港区海岸一丁目11番2号
 ベイサイドホテル アジュール竹芝 14階「天平」
 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

代理人によるご出席について

議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2022年8月18日（木曜日）
 午後5時到着分まで

インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2022年8月18日（木曜日）
 午後5時受付分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。



【第2・3号議案】

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印 全員否認する場合 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

【第1・4号議案】

賛成の場合 「賛」の欄に○印 否認の場合 「否」の欄に○印

議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。



お手元のパソコン・スマートフォン・タブレット端末からも招集通知の主要なコンテンツがご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7420/>

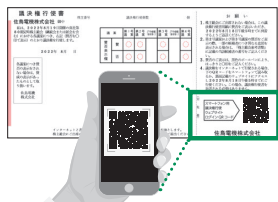


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

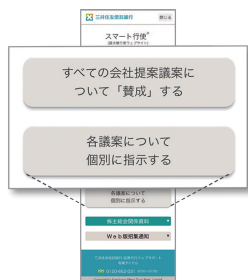
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンと携帯電話機で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

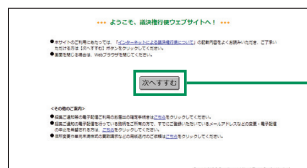
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

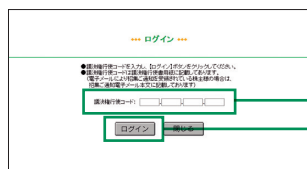


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

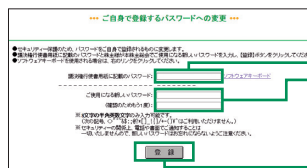
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を
入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について、事業目的を追加するとともに、既存の文言の見直しを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を新設するものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定できる旨の規定を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 変更案附則第2条は、上記①～③の規定の効力発生日および経過措置を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条（条文省略） （目的）	第1条（現行どおり） （目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>電気通信及び光通信機械器具、コンピュータ等電子応用機械器具、電気機械器具、装置及び線材の開発・設計、製造加工、販売並びに輸出入</u> 2. 前号に定めた機械器具及び装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品の開発・設計、製造加工、販売並びに輸出入	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>次に掲げる機械器具等の開発、設計、製造加工、販売、輸出入、賃貸及び保守</u> （1） <u>電気通信及び光通信機械器具、コンピュータ等電子応用機械器具、電気機械器具並びにこれらに関連する装置及び線材</u> （2） <u>上記（1）の機械器具及び装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品</u>

現行定款	変更案
<p>3.第1号及び第2号に関連するシステム及びソフトウェアの開発・設計、販売並びに輸出入 4.第1号に定めた機械器具及び装置に関する保守 (新設) (新設) (新設)</p> <p>5.電気通信工事の設計及び施工並びに請負 6.合成樹脂その他の化学品及び金属の加工、販売並びに輸出入 (新設)</p> <p>7.前各号の事業に関連する労働者派遣事業 (新設)</p> <p>8.前各号に附帯又は関連する一切の事業 第3条～第5条（条文省略）</p>	<p>2.コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、設計、販売、輸出入、賃貸及び保守 (削除)</p> <p>3.情報通信サービス業 4.情報処理及び情報提供サービス業 5.前各号の事業に関するコンサルティング 6.電気通信工事の設計及び施工並びに請負 7.合成樹脂その他の化学品及び金属の加工、販売並びに輸出入 8.古物の売買 9.労働者派遣事業 10.前各号に関する事業を営む会社（外国会社を含む。）の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理 11.前各号に附帯又は関連する一切の事業 第3条～第5条（現行どおり）</p>
<p>第3章 株主総会 第11条～第13条（条文省略） (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に関する事項を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第16条（条文省略）</p>	<p>第3章 株主総会 第11条～第13条（現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第16条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を適用する。</p> <p>③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員して、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討された結果、特段指摘すべき点はない旨の報告を受けております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	さ とり ひろ ゆき 佐 鳥 浩 之 再任	代表取締役 社長執行役員	12回/12回中
2	お ばら なお き 小 原 直 樹 再任	代表取締役 専務執行役員 営業統轄、事業計画部担当	12回/12回中
3	なか まる ひろし 中 丸 宏 再任	取締役 常務執行役員 海外事業担当	12回/12回中
4	みや ざわ とし かげ 宮 澤 俊 景 再任	取締役 常務執行役員 インダストリアルソリューション事業担当	9回/10回中
5	す わ はら こう じ 諏 訪 原 浩 二 再任	取締役 常務執行役員 コーポレート本部担当	10回/10回中
6	いわ なみ とし みつ 岩 波 利 光 新任 社外 独立	社外取締役 兼 取締役会議長 監査等委員	12回/12回中

- (注) 1. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、43頁「4. 役員等の状況（6）役員等賠償責任保険契約」に記載のとおりです。本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

1. 佐 鳥 浩 之

1966年7月13日生（満56歳）



取締役在任期間 20年
所有する当社株式の数 299,448株

再任

取締役候補者とした理由

佐鳥浩之氏は、2002年に取締役に就任以来、国内事業経営ならびに海外事業経営に長年従事し、海外駐在など豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

2. 小 原 直 樹

1952年8月29日生（満69歳）



取締役在任期間 3年
所有する当社株式の数 31,640株

再任

取締役候補者とした理由

小原直樹氏は、海外事業における豊富な経験を有しているとともに、国内子会社の代表取締役に務めており、当社グループの企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位および担当

1995年 9月 当社入社
2002年 8月 取締役 海外担当
2005年 8月 取締役 中華圏事業担当
2007年 8月 常務取締役 アジア事業統括
2008年 8月 取締役 常務執行役員 海外事業統括
2009年 6月 取締役 常務執行役員
機器・部材ビジネスユニット統括
機器・部材販売推進担当
2011年 6月 取締役 専務執行役員
営業統轄 経営企画担当
2011年 8月 代表取締役 専務執行役員
管理統括・経営企画担当
2012年 8月 代表取締役副社長 経営企画担当
2013年 6月 代表取締役社長 兼 COO
2016年 6月 代表取締役社長 兼 CEO
2020年 8月 代表取締役 社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社スター・エレクトロニクス 取締役
佐鳥 S P テクノロジ株式会社 代表取締役会長

略歴、当社における地位および担当

1976年 4月 当社入社
2005年 8月 取締役 海外事業担当
2010年 1月 常務執行役員 中華圏事業担当
2010年 8月 取締役 執行役員
海外事業統括、中華圏事業担当
2011年 8月 取締役 常務執行役員
海外事業統括
2013年 6月 株式会社スター・エレクトロニクス
代表取締役社長
2019年 8月 当社取締役 専務執行役員
営業統轄、オリジナルプロダクト
ビジネスユニット担当
2021年 8月 代表取締役 専務執行役員
営業統轄、オリジナルプロダクト
ビジネスユニット担当
2022年 6月 代表取締役 専務執行役員
営業統轄、事業計画部担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社スター・エレクトロニクス 代表取締役会長

3. なか まる ひろし 中丸 宏

1960年4月18日生（満62歳）

再任



取締役在任期間 2年
所有する当社株式の数 2,700株

取締役候補者とした理由

中丸宏氏は、大手半導体メーカーで海外事業経営に長年従事し、会社経営者としての豊富な業務経験を有しており、当社入社後、海外事業の経営に従事し、当社グループの企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

4. みや ざわ とし かげ 宮澤 俊景

1960年10月20日生（満61歳）

再任



取締役在任期間 1年
所有する当社株式の数 1,900株

取締役候補者とした理由

宮澤俊景氏は、FA制御機器を始めとするインダストリアルソリューション事業ならびに海外でのデバイスソリューション事業における豊富な業務経験を有しており、当社グループの企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位および担当

- 1983年 4月 株式会社日立製作所入社
- 2003年 4月 株式会社ルネサス テクノロジー
（現 ルネサス エレクトロニクス株式会社）
入社
- 2008年10月 瑞薩電子（上海）有限公司 総経理
- 2010年 4月 瑞薩電子香港有限公司
Managing Director
- 2013年 2月 瑞薩電子（上海）有限公司 総経理
瑞薩電子（中国）有限公司 総経理
瑞薩電子香港有限公司 Director
- 2018年 7月 当社入社
- 2018年 8月 常務執行役員
グローバルビジネスビジネスユニット担当
- 2020年 8月 取締役 常務執行役員
グローバルビジネスビジネスユニット担当
- 2022年 6月 取締役 常務執行役員
海外事業担当（現任）

略歴、当社における地位および担当

- 1984年 4月 高橋電機株式会社
（現 ティディエス株式会社）入社
- 1990年 6月 当社入社
- 2007年 6月 HONG KONG SATORI CO., LTD.駐在
- 2013年 6月 当社制御機器営業本部副本部長
- 2014年 6月 制御機器営業本部長
- 2016年 6月 インダストリアル営業本部長
- 2018年 6月 執行役員
インダストリアルソリューション事業担当
インダストリアルソリューション事業本部長
- 2019年 6月 執行役員
インダストリアルソリューション事業担当
- 2021年 8月 取締役 常務執行役員
システムビジネスユニット、インダストリアルソリューション事業担当
- 2022年 6月 取締役 常務執行役員
インダストリアルソリューション事業担当
（現任）

5. 諏訪原 浩二

1962年12月13日生（満59歳）

再任



取締役在任期間 1年
 所有する当社株式の数 800株

取締役候補者とした理由

諏訪原浩二氏は、前職である大手情報・通信機メーカーにおいて、国内外で財務業務に長年従事するとともに、当該会社の関係会社で社外役員を務めるなど、豊富な知識と幅広い見識を有しており、当社グループの企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位および担当

1985年 4月 日本電気株式会社入社
 2014年 5月 同社財務部長
 2014年 6月 NECキャピタルソリューション株式会社
 社外取締役
 2019年11月 当社入社
 2020年 6月 執行役員
 経理・業務担当
 2021年 8月 取締役 常務執行役員
 経理・業務・総務・ITシステム担当
 2022年 6月 取締役 常務執行役員
 コーポレート本部担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社スター・エレクトロニクス 取締役
 佐鳥SPテクノロジー株式会社 監査役

6. 岩波利光

1949年9月23日生（満72歳）



取締役在任期間 4年
（うち監査等委員在任期間 2年）
所有する当社株式の数 4,400株

新任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

1972年 4月 日本電気株式会社入社
2007年 6月 同社取締役 執行役員常務
2010年 4月 同社代表取締役 執行役員副社長
2012年 6月 同社特別顧問
2014年 4月 国立大学法人電気通信大学
経営協議会委員
2014年 6月 三菱自動車工業株式会社 社外監査役
2015年 4月 一般社団法人 ITビジネス研究会
常務理事（現任）
2018年 8月 当社社外取締役
2020年 6月 社外取締役 兼 取締役会議長
2020年 8月 社外取締役 兼 取締役会議長
監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

岩波利光氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役会議長として、当社の業務執行に対する監督機能強化の確保に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 当社は、岩波利光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、岩波利光氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

（注）当社と各候補者との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	取締役会/ 監査等委員会 出席回数
1	茂木正樹 再任	取締役 常勤監査等委員	12回/12回中 14回/14回中
2	多和田英俊 再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	12回/12回中 14回/14回中
3	田口晶弘 新任 社外 独立		一回/一回中 一回/一回中
4	雪丸暁子 新任 社外 独立		一回/一回中 一回/一回中

- (注) 1. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、43頁「4. 役員等の状況（6）役員等賠償責任保険契約」に記載のとおりです。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

1. 茂木正樹

1965年8月29日生（満56歳）

再任



取締役在任期間 2年
（うち監査等委員在任期間 2年）
監査役在任期間 1年
所有する当社株式の数 4,600株

取締役候補者とした理由

茂木正樹氏は、管理（経理・経営企画・海外駐在）部門の幅広い領域に精通しており、また、当社監査役および国内子会社の監査役を務めるなど、リスク管理や内部統制等の管理監督について豊富な実績を持つため、引き続き当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位および担当

1986年 4月 当社入社
2006年 6月 経理部長
2009年 6月 経営企画本部長
2011年12月 HONG KONG SATORI CO.,LTD.
Deputy Managing Director
2014年 3月 当社業務・情報システム 上席統括部長
2015年 6月 人事・総務 上席統括部長
2017年 1月 理事 人事・総務 上席統括部長
2019年 6月 理事 人事総務本部長
2019年 8月 常勤監査役
2020年 8月 取締役 常勤監査等委員（現任）

2. 多和田 英 俊

1956年2月2日生（満66歳）



取締役在任期間 6年
（うち監査等委員在任期間 2年）
所有する当社株式の数 6,300株

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

1980年11月 監査法人朝日会計社
（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
1984年 9月 公認会計士登録
2006年 5月 有限責任 あずさ監査法人 代表社員
2014年 7月 多和田公認会計士事務所 所長（現任）
2015年 6月 株式会社KSK 社外取締役（現任）
2016年 8月 当社社外取締役
2019年 6月 株式会社マークアイ 社外取締役
2020年 8月 社外取締役 監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

多和田公認会計士事務所 所長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

多和田英俊氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有しており、当社の業務執行に対する監督機能強化の確保に資すると判断し、引き続き当社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 当社は、多和田英俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、多和田英俊氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 田口晶弘

1958年1月26日生（満64歳）



取締役在任期間 一年
所有する当社株式の数 一株

新任

社外

独立

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

田口晶弘氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の業務執行に対する監督機能強化の確保に資すると判断し、当社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 当社は、田口晶弘氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 田口晶弘氏が原案どおり選任された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

略歴、当社における地位および担当

1980年 4月	オリンパス光学工業株式会社 （現 オリンパス株式会社） 入社
2010年 6月	同社執行役員 オリンパスメディカルシステムズ株式会社 取締役
2012年 4月	同社専務執行役員 オリンパスメディカルシステムズ株式会社 代表取締役社長
2013年 4月	同社専務執行役員 ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社 取締役
2015年 4月	同社販売部門長 兼 医療事業統轄役員 オリンパスメディカルシステムズ株式会社 取締役
2015年 6月	同社取締役 専務執行役員
2019年 4月	同社取締役 専務執行役員 COO オリンパスメディカルシステムズ株式会社 代表取締役社長
2019年 6月	同社執行役 COO
2020年 4月	同社執行役 CTO オリンパスメディカルシステムズ株式会社 取締役

4. 雪丸 暁子

1977年1月7日生（満45歳）



取締役在任期間 一年
所有する当社株式の数 一株

新任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

2000年 4月 司法研修所入所（54期）
2001年10月 東京地方裁判所 裁判官
2008年 2月 弁護士登録
吉岡・辻総合法律事務所
（現 吉岡・小野総合法律事務所）入所
2019年 5月 横浜綜合法律事務所（現任）
2019年 7月 平塚市 法務専門員（現任）
2021年 6月 株式会社アイ・ピー・エス
社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

雪丸暁子氏は、裁判官および弁護士として培ってきた専門的な知識や豊富な経験を有しており、その専門的見地からの助言を期待し、当社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 当社は、雪丸暁子氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 雪丸暁子氏が原案どおり選任された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

（注）当社と各候補者との間には特別の利害関係はありません。

■当社取締役期待する分野

本定時株主総会において、議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および各取締役の有する専門性を踏まえ、期待する役割は以下のとおりです。

氏名	監査等委員	独立役員	在任期間	期待する分野					
				企業経営 経営企画	営業 マーケティング	グローバル	技術・開発 製品企画 製造・生産	財務 会計	法務
佐鳥 浩之			20年	○	○	○			
小原 直樹			3年	○	○	○	○		
中丸 宏			2年	○	○	○			
宮澤 俊景			1年	○	○		○		
諏訪原 浩二			1年	○		○		○	○
岩波 利光		○	4年	○	○	○	○		
茂木 正樹	○		2年			○		○	
多和田 英俊	○	○	6年					○	
田口 晶弘	○	○	—	○	○	○	○		
雪丸 暁子	○	○	—						○

(注) 1. 上記の一覧表は、各取締役が有する全ての知見および経験を表すものではありません。

2. 茂木正樹氏は1年の監査役在任期間があります。

3. 岩波利光、茂木正樹および多和田英俊の各氏は、2年の監査等委員である取締役在任期間があります。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する判断基準

- I. 当社は、社外取締役またはその候補者が次の各号のいずれにも該当しない場合は、独立性を有しているものと判断する。
- ①当社および当社関係会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者である者、または最近10年間に於いて業務執行者であったことがある者。
 - ②当社グループを主要な取引先とする者、または当該取引先が法人である場合には当該法人またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者である者。
 - ③当社の主要な取引先、または当該取引先が法人である場合には当該法人またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者である者。
 - ④当社の大株主（当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）、または当該大株主が法人である場合には当該法人またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者である者。
 - ⑤当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者である者。
 - ⑥当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者、または当該大口債権者が金融機関等の法人である場合には当該法人またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者である者。
 - ⑦当社グループの会計監査人である監査法人に所属している者。
 - ⑧当社グループから、役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタント等の個人。
 - ⑨当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属している者。
 - ⑩当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、またはこれらの者が法人、組合等の団体である場合には当該法人、組合等の団体の業務執行者である者。
 - ⑪当社グループから取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者。
 - ⑫上記②～⑪に最近3年間に於いて該当していた者。
 - ⑬上記①～⑪に該当する者（ただし、使用人である者については重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族である者。
- II. 上記②、③、⑧、⑨のいずれかに該当する者（これらに該当する場合において⑫または⑬に該当する者を含む）であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員またはその候補者とすることができる。

※ 「社外役員の独立性に関する判断基準」の全文については、下記の当社ウェブサイトに掲載しております。
<https://www.satori.co.jp/ir/strategy/governance.html>



第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、「基本報酬」および「賞与」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、2020年8月20日開催の第78期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額（年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度による新たな報酬を、2023年5月末日で終了する事業年度から2027年5月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりです。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告「4. 役員の状況」、「(3) 取締役の報酬等」「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。本議案の承認可決を条件としてその内容を本議案に記載のとおり変更（参考情報として25頁に記載）することを2022年7月14日開催の取締役会において決議しているところ、本議案は当該変更後の方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっております。以上より、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役、執行役員その他の当社取締役会が定める地位のいずれでもなくなる時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 対象期間	2023年5月末日に終了する事業年度から2027年5月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間5事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金500百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	一つの中期経営計画期間に含まれる事業年度数に50,000ポイントを乗じた値を上限として、中期経営計画期間毎に付与 （実質的に1事業年度あたり50,000ポイント相当）
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として取締役、執行役員その他の当社取締役会が定める地位のいずれでもなくなる時

（2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金500百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社の自己株式の処分を受ける方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を6事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ取締役会が定める地位にあるものがある場合には、これらいずれの地位でもなくなり当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ポイントは当社の中期経営計画の対象とする期間（以下、「中期経営計画期間」といいます。）毎に付与するものとし、ポイント付与日は原則として各中期経営計画期間の満了直後の当社の定時株主総会直後に開催される取締役会開催日とします。一つの中期経営計画期間につき当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、当該中期経営計画期間に含まれる事業年度数に50,000ポイントを乗じた値を上限とします（なお、「中期経営計画2023」については初年度である2021年度が既に経過していることから、2022年度から2023年度までの期間につき付与するものとし、その総数は上記50,000ポイントに2を乗じた100,000ポイントを上限とします。）。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則として取締役、執行役員その他の当社取締役会が定める地位のいずれでもなくなる時に所定の手続を行い本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

<ご参考>

第4号議案が承認可決された場合の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 方針決定の方法

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。当該取締役会決議にあたり、事前に決定方針の内容を指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

2. 役員報酬制度にかかる基本方針

当社の役員報酬制度は、以下の基本方針に基づいて設計・運用を行っております。

- ①持続的成長と中長期的な企業価値向上の意思向上が図れる制度であること
- ②ステークホルダーとの利害関係を共有できる内容であること
- ③会社業績と連動性を備え、役割と責任に応じた報酬体系であること
- ④優秀な人材を維持・確保できる適切な報酬水準であること
- ⑤客観性および合理性を備えた設計であり、透明性の高いプロセスを経て決定されること

3. 役員報酬制度の概要

1) 当社の役員報酬は、役位を細分化した職務等級、職責、業績への貢献度等に応じて総報酬の基準額（以下、「基準総報酬額」という）を定めており、主に国内の上場企業が参加する報酬調査結果の中位の水準をベンチマークとし、当社の業績や従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

2) 基準総報酬額は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である株式報酬で、いずれも取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して支給します。また、賞与は、期待される職務を基準に、生み出された成果・業績に対して処遇するものであり、その配分は役位が大きくなるほど大きく設定することにより、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求める内容となっております。

一方、株式報酬は株価の変動により利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として支給いたします。

4. 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、役位毎の報酬テーブルを設定し、この範囲内で、各取締役の担当の範囲・職責や業績の貢献度等（過年度実績を含む）に応じて変動する仕組みとし、基本報酬においても各取締役の成果に報いることができるようにしております。

5. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、賞与（金銭報酬）と株式報酬（非金銭報酬）からなり取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対して支給します。

短期インセンティブとしての賞与は、業績指標を取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の成果を計るにあたり最適であるとの判断から当期純利益とし、一定の計算式に基づき算出し

ております。また、中長期インセンティブとして、信託を用いた業績連動型の株式報酬制度を導入し、株式交付規程に従い、中期経営計画期間毎に役位および業績に応じたポイントを付与し、所定の要件を満たしたときにポイントに応じた数の当社株式を給付します。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会の決議により代表取締役の合議に一任しており、業績連動報酬に係る業績指標の具体的な内容、業績連動報酬の額の算定方法、報酬の種類ごとの割合を含めて決定しております。この委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の担当事業の評価を行うのに最も適した方法であるからであります。

また、当該決定にあたり、過半数の社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会で決定方針への適合性を含め審議する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

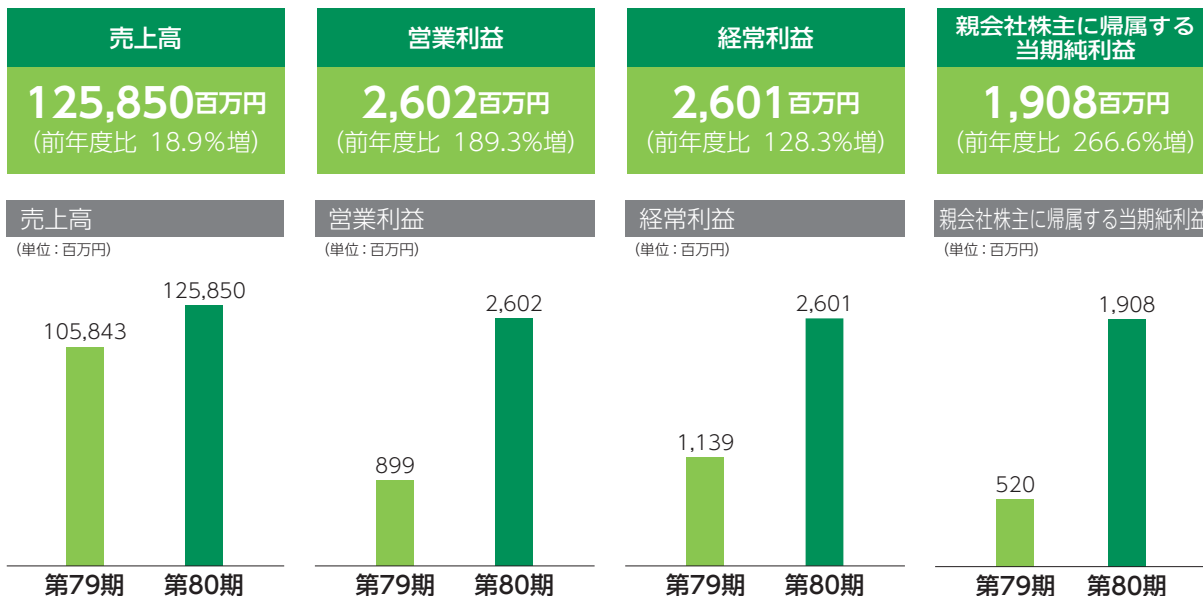
なお、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策により一部で回復の動きが見られるものの、半導体製品等の供給制約や原材料価格の高騰、円安の進展、インフレ懸念など不安定な状況にあります。

このような環境の中、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は新型コロナウイルス感染拡大の影響はあったものの、主に半導体・電子部品市場の拡大により、1,258億50百万円（前年度比18.9%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は売上高の増加に伴う荷造運搬費や販売促進費、人件費などの販売費及び一般管理費の増加はあったものの、売上高の増加や粗利率改善に伴う売上総利益の増加および円安効果により、26億2百万円（前年度比189.3%増）、経常利益は為替差損の増加はあったものの、商流移管による受取補償金の計上等により26億1百万円（前年度比128.3%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失15億85百万円等の特別損失の計上はあったものの、固定資産売却益10億90百万円、グループ通算制度適用による法人税等調整額の減少等により、19億8百万円（前年度比266.6%増）となりました。



デバイスソリューション事業

売上高	103,273百万円	売上高比率	82%
-----	------------	-------	-----

事業内容	取扱商品・製品
半導体・電子部品の販売および製品の開発、設計、製造、販売	半導体、電子部品、電気材料、関連ユニット製品、関連自社製品

事務機器用半導体の販売減はあったものの、リモートワーク需要の拡大によるノートPC用電子部品の販売増、調達マネジメントサービスの拡大により、売上高は1,032億73百万円（前年度比20.6%増）、セグメント利益は27億60百万円（前年度比153.1%増）となりました。

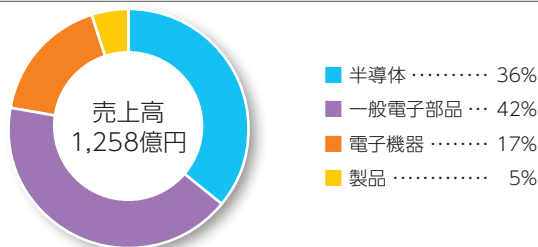
システムソリューション事業

売上高	22,577百万円	売上高比率	18%
-----	-----------	-------	-----

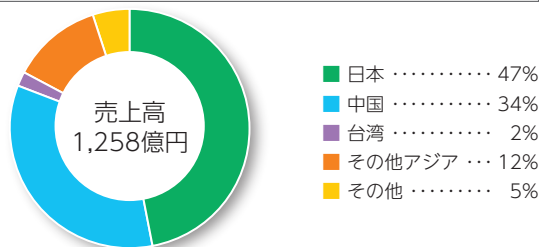
事業内容	取扱商品・製品
電子機器の販売および製品の開発、設計、製造、販売	制御機器・部材、F A・システム、関連ユニット製品、関連自社製品

半導体製造装置用制御機器等の販売増など産業インフラ向け事業の拡大により、売上高は225億77百万円（前年度比11.6%増）、セグメント損失は中長期的な事業拡大に向けた先行投資継続により1億57百万円（前年度は1億96百万円の損失）となりました。

品目別売上高の状況



地域別売上高の状況（仕向け地別）



(注) 1. 売上高は製品の仕向け地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
2. 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

①当連結会計年度中に完成した主要設備

記載すべき事項はありません。

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

記載すべき事項はありません。

③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

当連結会計年度において、当社の連結子会社でありますHONG KONG SATORI CO.,LTD.の事務所を売却し、固定資産売却益として10億90百万円計上いたしました。

また、当社において用途変更が生じた固定資産および譲渡予定の固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、帳簿価額と正味売却価額との差額15億85百万円を減損損失として計上いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は、2021年12月2日に第6回無担保社債（適格機関投資家限定）14億円を発行いたしました。

また、資金調達の機動性と安全性を図るため、取引先金融機関3行とコミットメントライン契約を締結しております。契約極度額は90億円であり、当期末において、本契約に基づく借入金残高は12億円でありま

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2022年4月13日付でSM Electronic Technologies Pvt. Ltd（525,351株：発行済株式総数に対する割合25.1%）を第三者割当増資及び株式譲渡の方法で取得し、当社の関連会社（持分法適用会社）といたしました。なお、みなし取得日は2022年5月31日としております。

また、2022年4月20日付でインサイトインターナショナル株式会社（持分法を適用していない関連会社）の全株式を譲渡しました。

(8) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは創業以来、貿易商社（Global）、技術商社（Technology）、製造商社（Manufacturing）の事業経営3路線を基本に、エレクトロニクスを通して、「安全」「安心」「快適」な社会の実現を目指しております。

今後も拡がり続けるエレクトロニクス産業において、事業の持続的成長と経営効率の改善を図ることで、ステークホルダーへの還元ならびに社会貢献を果たすべく、より一層の企業価値向上に努めてまいります。

②目標とする経営指標

当社グループは、「営業利益額」と「自己資本当期純利益率（ROE）」を重要な経営指標と位置づけ、収益力の強化に努め、併せて持続的成長に向け財務基盤の安定性を維持しつつ資本効率を高めてまいります。

③中期計画および次期の見通し

当社グループは2023年度を最終年度とする「中期経営計画2023」を策定し、対処すべき課題に取り組んだ結果、初年度である2021年度の連結業績は、売上高1,258億円（前年度比18.9%増）、営業利益26億円（前年度比189.3%増）、経常利益26億円（前年度比128.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益19億円（前年度比266.6%増）の大幅改善を実現することができました。

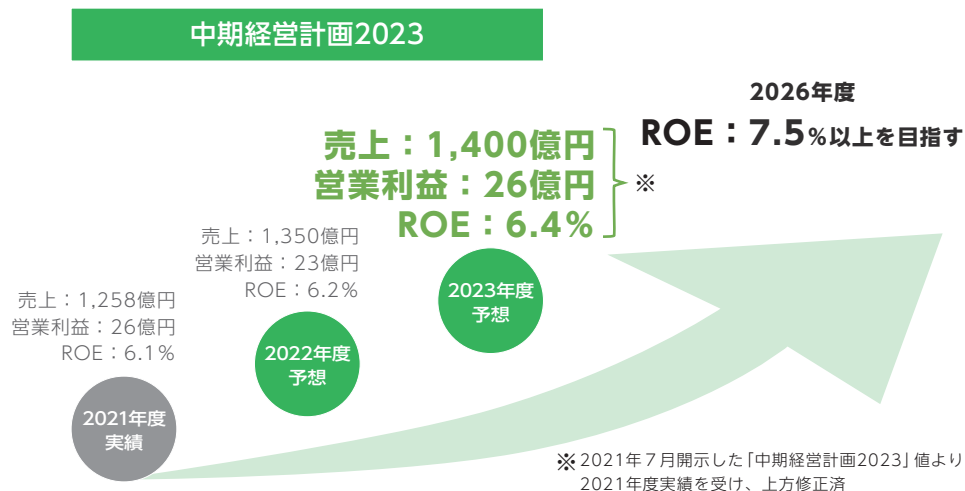
2022年度より、エレクトロニクスの力で社会課題を解決する「顧客価値創造会社」への変革を目指し、「産業インフラ事業」「エンタープライズ事業」「モビリティ事業」「グローバル事業」「全社及び消去」のセグメントにて開示してまいります。

加えて「攻めの経営」を促し、企業の持続的な成長のためのインセンティブプランとしての「役員株式報酬制度」導入を株主総会に上程しております。

2022年度の連結業績見通しにつきましては、売上高1,350億円（前年度比7.3%増）、営業利益23億円（前年度比11.6%減）、経常利益25億円（前年度比3.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益20億円（前年度比4.8%増）を見込んでおります。2021年度にあった円安効果を2022年度は見込まないことから営業利益は減益になりますが、親会社株主に帰属する当期純利益は増益を見込んでおります。

「中期経営計画2023」の最終年度である2023年度中期経営計画値につきましても、2021年度連結業績実績を勘案し、売上高1,400億円、営業利益26億円に上方修正いたします。

中期経営計画



④経営環境および対処すべき課題

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、通信、電子部品市場の拡大や車載市場の回復はあるものの、短期的には半導体を中心とした供給不足による売上懸念があります。

中長期的には技術革新によるグローバルな成長が期待されます。DX/IoT技術、第5世代移動通信システム、産業ロボット、ビッグデータや人工知能などの活用による市場での更なる浸透や新たなビジネスモデルの創出に期待が高まっております。

このような経営環境の中、事業ポートフォリオ最適化による収益性の向上とグローバルネットワークの拡大、サステナビリティ経営推進を図ることにより、持続的な成長に向けた経営を推進してまいります。

「中期経営計画2023」では、収益力強化と企業価値向上に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

1. 事業ポートフォリオの最適化による収益性向上
 - 1) 産業インフラ事業
 - 2) エンタープライズ事業
 - 3) モビリティ事業
 - 4) グローバル事業

2. ビジネス・デベロップメント機能による国内外の新規事業開発とM&A推進
3. サステナビリティ推進体制
 - 1) 社会課題解決
SDGs対象商材売上増を目指す
 - 2) 社会責任活動
社内CO₂排出量削減
ダイバーシティ推進（女性リーダー比率および外国人社員比率向上）

(9) 財産および損益の状況

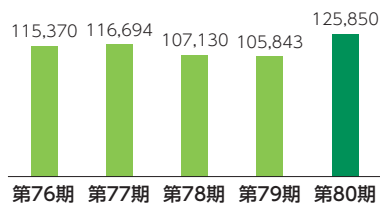
区分	第76期 (2018年5月期)	第77期 (2019年5月期)	第78期 (2020年5月期)	第79期 (2021年5月期)	第80期 (当連結会計年度 2022年5月期)
売上高 (百万円)	115,370	116,694	107,130	105,843	125,850
経常利益 (百万円)	291	608	499	1,139	2,601
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	220	297	52	520	1,908
1株当たり当期純利益 (円)	13.31	18.05	3.19	31.63	115.96
総資産 (百万円)	61,318	63,539	60,322	63,216	74,492
純資産 (百万円)	30,700	29,845	29,409	30,372	32,457
1株当たり純資産 (円)	1,865.69	1,807.02	1,778.30	1,836.81	1,959.38
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	0.7	1.0	0.2	1.8	6.1

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第77期の期首から適用しており、第76期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第80期の期首から適用しており、第80期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

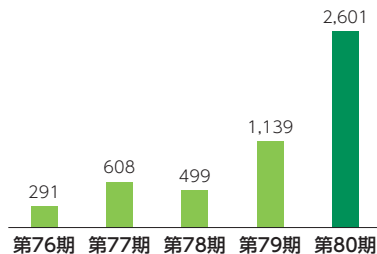
売上高

(単位:百万円)



経常利益

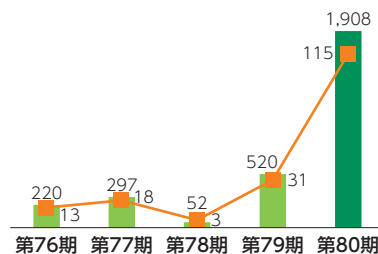
(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益

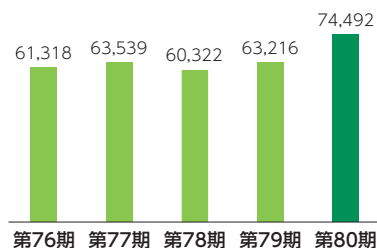
(単位:百万円)

(単位:円)



総資産

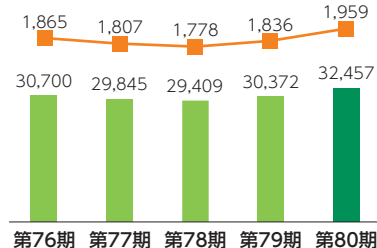
(単位:百万円)



純資産 / 1株当たり純資産

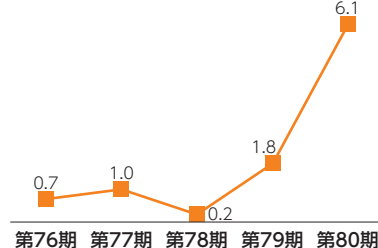
(単位:百万円)

(単位:円)



自己資本当期純利益率 (ROE)

(単位:%)



(10) 重要な子会社の状況 (2022年5月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
佐島パイニックス株式会社	310百万円	85% (85%)	電子部品、制御部品等の販売
株式会社スター・エレクトロニクス	310百万円	100%	電子部品等の開発、輸出入ならびに販売
佐島S Pテクノロジー株式会社	350百万円	85%	電子部品の開発・設計、販売、輸出入、保守ならびにコンサルティング
TAIWAN SATORI CO., LTD.	US\$ 10,023千	100%	電子部品等の販売
HONG KONG SATORI CO., LTD.	HK\$147,659千	100%	電子部品等の販売
SINGAPORE SATORI PTE., LTD.	US\$ 1,250千	100%	電子部品等の販売

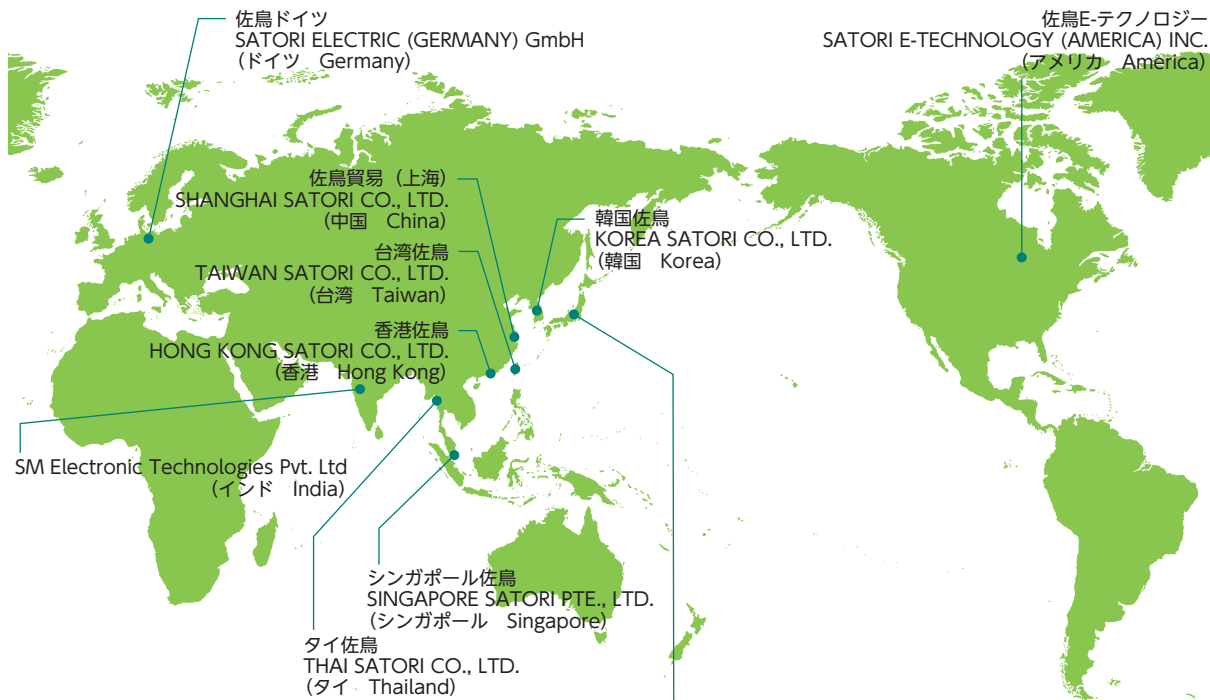
(注) 1. 議決権比率の()内は間接保有比率を内数で記載しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業所 (2022年5月31日現在)

当社	(本社) 東京都港区 (支社および支店) 大阪支社、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、九州支店
佐島パイニックス株式会社	本社：東京都港区
株式会社スター・エレクトロニクス	本社：東京都港区
佐島S Pテクノロジー株式会社	本社：東京都港区
TAIWAN SATORI CO., LTD.	(台湾)
HONG KONG SATORI CO., LTD.	(香港)
SINGAPORE SATORI PTE., LTD.	(シンガポール)

国内・海外ネットワーク (2022年5月31日現在)



本社		主な支社・支店および営業所等
佐島電機株式会社	東京都港区	大阪支社、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、九州支店、広島営業所、熊本営業所、秋田開発センター
佐島パニックス株式会社	東京都港区	仙台営業所、西日本営業所
株式会社スター・エレクトロニクス	東京都港区	名古屋支店
佐島S Pテクノロジー株式会社	東京都港区	

(12) 従業員の状況 (2022年5月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
599名 (44名)	△5名 (△5名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
397名 (33名)	△3名 (△4名)	45.1歳	17.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(13) 主要な借入先および借入額 (2022年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,052百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,485百万円
株式会社みずほ銀行	1,042百万円
三井住友信託銀行株式会社	386百万円

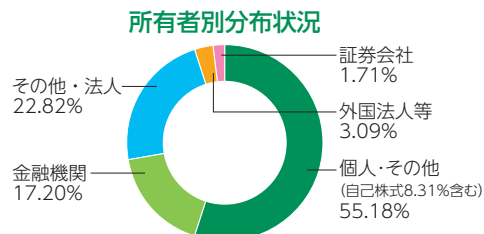
(注) 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行引受の私募債1,400百万円の残高があります。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 69,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,946,826株
 (うち、自己株式の数) 1,492,158株
 (3) 株主数 8,185名



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
加賀電子株式会社	2,069,700株	12.58%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,410,600株	8.57%
株式会社三井住友銀行	587,482株	3.57%
株式会社三菱UFJ銀行	583,334株	3.55%
株式会社オフィス佐鳥	515,400株	3.13%
株式会社STRマネージメント	515,400株	3.13%
CKD株式会社	446,400株	2.71%
佐鳥浩之	299,448株	1.82%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	288,200株	1.75%
佐鳥仁之	282,574株	1.72%

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数 (16,454,668株) を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

2. 自己株式は、上記大株主からは除外しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4 役員 の 状 況 (2022年5月31日現在)

(1) 取締役の状況

氏 名	当社における地位	担当および重要な兼職の状況
佐 鳥 浩 之	代表取締役 社長執行役員	佐鳥 S P テクノロジ株式会社 代表取締役会長 株式会社スター・エレクトロニクス 取締役
小 原 直 樹	代表取締役 専務執行役員	営業統轄 オリジナルプロダクトビジネスユニット担当 株式会社スター・エレクトロニクス 代表取締役会長
中 丸 宏	取締役 常務執行役員	グローバルビジネスビジネスユニット担当
宮 澤 俊 景	取締役 常務執行役員	システムビジネスユニット担当
諏訪原 浩 二	取締役 常務執行役員	財務・業務、総務、ITシステム担当 株式会社スター・エレクトロニクス 取締役 佐鳥 S P テクノロジ株式会社 監査役
茂 木 正 樹	取締役 (常勤監査等委員)	—
岩 波 利 光	取締役 兼 取締役会議長 (監査等委員) 社外 独立	—
下 村 定 弘	取締役 (監査等委員) 社外 独立	—
多和田 英 俊	取締役 (監査等委員) 社外 独立	多和田公認会計士事務所 所長
佐 藤 伸 一	取締役 (監査等委員) 社外 独立	弁護士

- (注) 1. 宮澤俊景、諏訪原浩二の各氏は、2021年8月19日開催の第79期定時株主総会において、新たに取締役に選任されました。
2. 当社は、日常的な情報収集および重要な会議への出席ならびに内部監査部門等との連携を通じ、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役 岩波利光、下村定弘、多和田英俊および佐藤伸一の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査等委員 多和田英俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員 佐藤伸一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 岩波利光、下村定弘、多和田英俊および佐藤伸一の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任理由	退任時の地位および重要な兼職の状況
青木 靖司	2021年8月19日	任期満了	取締役 専務執行役員
佐藤 昭彦	2021年8月19日	任期満了	取締役 常務執行役員

(3) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 方針の決定の方法

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。当該取締役会決議にあたり、事前に決定方針の内容を指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針と整合しており、指名・報酬諮問委員会の答申が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

2. 役員報酬制度に係る基本方針

当社の役員報酬制度は、以下の基本方針に基づいて設計・運用を行う。

- 1) 持続的成長と中長期的な企業価値向上の意思向上が図れる制度であること
- 2) ステークホルダーとの利害関係を共有できる内容であること
- 3) 会社業績と連動性を備え、役割と責任に応じた報酬体系であること
- 4) 優秀な人材を維持・確保できる適切な報酬水準であること
- 5) 客観性および合理性を備えた設計であり、透明性の高いプロセスを経て決定されること

3. 役員報酬制度の概要

- 1) 当社の役員報酬は、役位を細分化した職務等級、職責、業績への貢献度等に応じて総報酬の基準額（以下、「基準総報酬額」という）を定めており、主に国内の上場企業が参加する報酬調査結果の中位の水準をベンチマークとし、当社の業績や従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。
- 2) 基準総報酬額は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である現金賞与で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給します。また、業績連動報酬は、期待される職務を基準に、生み出された成果・業績に対して処遇するものであり、業績連動報酬の配分は役位が大きくなるほど大きく設定することにより、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求める内容となっております。
なお、現時点では、非金銭報酬等による役員報酬の支給は行っておりません。
- 3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、報酬のうち一定額以上を役員持株会に拠出して自社株を取得しております。また、取得した株式は、在任期間中そのすべてを保有することで、中長期の企業価値向上に対するインセンティブを高めるものとしております。

4. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、役位毎の報酬テーブルを設定し、この範囲内で、各役員の担当の範囲・職責や業績の貢献度等（過年度実績を含む）に応じて変動する仕組みとし、基本報酬においても各役員の成果に報いることができるようにしております。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会の決議により代表取締役社長執行役員である佐鳥浩之氏および代表取締役専務執行役員・営業統轄である小原直樹氏との合議に一任しており、業績連動報酬に係る業績指標の具体的な内容、業績連動報酬の額の算定方法、報酬の種類ごとの割合を含めて決定しております。この委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当事業の評価を行うのに最も適した方法であるからであります。

なお、当該決定にあたり、過半数の社外取締役（監査等委員である取締役）で構成される指名・報酬諮問委員会で決定方針への適合性を含め審議する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	40 (一)	40 (一)	— (一)	— (一)	7名 (一名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	51 (35)	51 (35)	— (一)	— (一)	5名 (4名)
合 計 （うち社外役員）	92 (35)	92 (35)	— (一)	— (一)	12名 (4名)

- (注) 1. 上記には2021年8月19日付開催の第79期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年8月20日開催の第78期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、取締役（監査等委員）の員数は4名です。

(4) 社外役員に関する事項 (2022年5月31日現在)

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

取締役（監査等委員）多和田英俊氏は、多和田公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と兼職先との間には重要な取引、その他の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	取締役会等への出席状況	発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員 岩波 利光	・取締役会 12回／12回 ・監査等委員会 14回／14回 ・指名・報酬 諮問委員会 6回／6回	経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく経営の監督および経営への有益な発言・助言等社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。同氏は取締役会議長として審議事項や運用の在り方等に関与し、取締役会の執行と監督の分離に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会委員長を務め、役員選任および報酬の妥当性判断および決定プロセスの透明性向上を主導する等の役割を果たしております。
取締役 監査等委員 下村 定弘	・取締役会 12回／12回 ・監査等委員会 14回／14回 ・指名・報酬 諮問委員会 6回／6回	経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく経営の監督および経営への有益な発言・助言等社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員選任および報酬の妥当性判断および決定プロセスの透明性向上等の役割を果たしております。
取締役 監査等委員 多和田 英俊	・取締役会 12回／12回 ・監査等委員会 14回／14回	公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識に基づく適切な監査・監督および助言等社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。また、同氏は監査等委員会委員長として、監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。
取締役 監査等委員 佐藤 伸一	・取締役会 12回／12回 ・監査等委員会 14回／14回	弁護士として培われた企業法務等に関する専門的な知識および豊富な経験に基づき、独立した立場と客観的視点から経営の健全性確保や企業価値向上等、適切な監査・監督および助言等社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

④当社の報酬等の額および当社の親会社等または当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

記載すべき事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役、監査役、執行役員であり、保険料は全額を当社が負担しております。当該保険契約により被保険者が、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

5 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

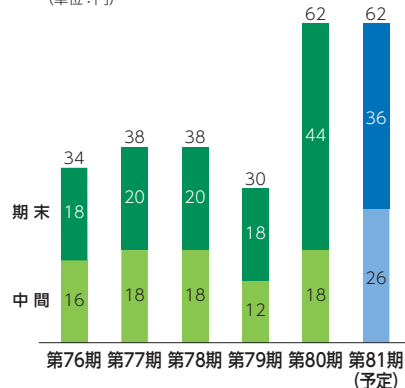
(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を経営上の重要課題と位置づけ、株主への安定的かつ継続的な配当による株主還元と、財務体質の強化および今後の事業展開に備えるための内部留保とをバランス良く実施していくことを基本とし、経営状況の見通し等を総合的に勘案のうえ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%を目処として、業績に連動した配当を実施することを目標といたしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2022年7月14日開催の取締役会におきまして、1株当たり44円とすることを決議させていただきました。この結果、中間配当金1株当たり18円を含めました年間配当金は1株当たり62円となります。なお、第81期配当予想につきましては、中間配当金1株当たり26円を含めました年間配当金は1株当たり62円を予定しております。

1株当たり配当金の推移

(単位：円)



連結貸借対照表 (2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

(ご参考)

(資産の部)
総資産は、744億92百万円となり、前年度末と比べ112億76百万円増加しました。

流動資産
主に受取手形及び売掛金、商品及び製品の増加により、前年度末と比べ129億69百万円増加しました。

固定資産
主に固定資産の譲渡及び減損損失の計上により、前年度末と比べ16億93百万円減少しました。

科 目	第80期 (2022年5月31日現在)	第79期 (ご参考) (2021年5月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	65,347	52,378
現金及び預金	7,996	9,403
受取手形及び売掛金	28,185	25,069
電子記録債権	4,534	3,899
商品及び製品	18,646	10,098
仕掛品	240	200
原材料及び貯蔵品	854	1,207
その他	4,897	2,499
貸倒引当金	△7	△1
固定資産	9,145	10,838
有形固定資産	3,123	4,155
建物及び構築物	3,611	3,828
減価償却累計額	△2,418	△2,459
建物及び構築物 (純額)	1,193	1,369
土地	984	1,141
その他	1,970	2,586
減価償却累計額	△1,025	△941
その他 (純額)	945	1,645
無形固定資産	1,170	1,835
投資その他の資産	4,851	4,847
投資有価証券	4,407	4,312
繰延税金資産	132	231
その他	841	1,004
貸倒引当金	△530	△700
資産合計	74,492	63,216

※ 第79期 (2021年5月31日現在) はご参考 (監査対象外) です。

(単位：百万円)

科 目	第80期 (2022年5月31日現在)	第79期 (ご参考) (2021年5月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	35,971	29,369
支払手形及び買掛金	19,239	14,387
電子記録債務	3,682	3,130
短期借入金	5,567	6,393
1年内返済予定の長期借入金	—	900
1年内償還予定の社債	—	1,000
未払費用	937	786
未払法人税等	438	222
預り金	5,168	1,294
その他	936	1,255
固定負債	6,063	3,475
社債	1,400	—
長期借入金	2,800	1,000
繰延税金負債	16	574
再評価に係る繰延税金負債	9	25
退職給付に係る負債	1,389	1,353
その他	448	521
負債合計	42,035	32,844
(純資産の部)		
株主資本	29,674	28,449
資本金	2,611	2,611
資本剰余金	3,558	3,615
利益剰余金	25,229	23,947
自己株式	△1,725	△1,724
その他の包括利益累計額	2,566	1,775
その他有価証券評価差額金	1,433	1,758
繰延ヘッジ損益	△0	△0
土地再評価差額金	22	58
為替換算調整勘定	1,110	△41
非支配株主持分	216	147
純資産合計	32,457	30,372
負債純資産合計	74,492	63,216

※ 第79期（2021年5月31日現在）はご参考（監査対象外）です。

(ご参考)**(負債の部)**

負債は、420億35百万円となり、前年度末と比べ91億90百万円増加しました。

流動負債

主に支払手形及び買掛金の増加により、前年度末と比べ66億1百万円増加しました。

固定負債

主に社債、長期借入金の増加により、前年度末と比べ25億88百万円増加しました。

(純資産の部)

純資産は、324億57百万円となり、前年度末と比べ20億85百万円増加しました。

自己資本比率は、前年度の47.8%から43.3%となりました。

株主資本

主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加により、前年度末と比べ12億25百万円増加しました。

その他の包括利益累計額

主に円安に伴う為替換算調整勘定の増加により、前年度末と比べ7億90百万円増加しました。

連結損益計算書 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

科目	第80期	第79期 (ご参考)
	(2021年6月1日から 2022年5月31日まで)	(2020年6月1日から 2021年5月31日まで)
売上高	125,850	105,843
売上原価	114,161	96,738
売上総利益	11,688	9,104
販売費及び一般管理費	9,085	8,205
営業利益	2,602	899
営業外収益	591	379
受取利息	4	3
受取配当金	64	49
仕入割引	55	43
受取補償金	416	189
その他	50	93
営業外費用	592	139
支払利息	83	71
為替差損	385	22
債権売却損	53	15
その他	71	30
経常利益	2,601	1,139
特別利益	1,127	1
固定資産売却益	1,090	1
その他	36	—
特別損失	1,598	398
減損損失	1,585	2
事業構造改善費用	—	379
その他	13	16
税金等調整前当期純利益	2,130	742
法人税、住民税及び事業税	526	234
法人税等調整額	△317	△13
当期純利益	1,920	520
非支配株主に帰属する当期純利益	12	0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,908	520

※ 第79期 (2020年6月1日から2021年5月31日まで) はご参考 (監査対象外) です。

(ご参考)

売上高

主に新型コロナウイルス感染拡大の影響はあったものの、半導体、電子部品市場の拡大により、前年度と比べ200億6百万円増加しました。

販売費及び一般管理費

主に売上高増加に伴う荷造運搬費の増加により、前年度と比べ8億80百万円増加しました。

経常利益

主に販売費及び一般管理費の増加はあったものの、売上高増加に伴う売上総利益の増加により、前年度と比べ14億62百万円増加しました。

親会社株主に帰属する当期純利益

主に減損損失の計上による減少はあったものの、経常利益、固定資産売却益の計上、グループ通算制度適用に伴う法人税等調整額の減少により、前年度に比べ13億87百万円増加しました。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約) (2021年6月1日から2022年5月31日まで)
 (単位:百万円)

科 目	第80期	第79期
	(2021年6月1日から 2022年5月31日まで)	(2020年6月1日から 2021年5月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,413	4,555
投資活動によるキャッシュ・フロー	502	△158
財務活動によるキャッシュ・フロー	△855	△2,864
現金及び現金同等物に係る換算差額	358	143
現金及び現金同等物の増減額	△1,407	1,676
現金及び現金同等物の期首残高	9,403	7,727
現金及び現金同等物の期末残高	7,996	9,403

※ 連結キャッシュ・フロー計算書は監査対象外です。

(ご参考)

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は14億13百万円(前年度は45億55百万円の獲得)となりました。

これは主に税引前当期純利益の計上による資金の増加はあったものの、売上債権の増加、棚卸資産の増加により資金が減少したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果得られた資金は5億2百万円(前年度は1億58百万円の使用)となりました。

これは主に投資有価証券の取得による資金の減少はあったものの、有形固定資産の売却による収入により資金が増加したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は8億55百万円(前年度比70.1%減)となりました。

これは主に配当金の支払により資金が減少したことによるものであります。

貸借対照表 (2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第80期 (2022年5月31日現在)	第79期 (ご参考) (2021年5月31日現在)	科 目	第80期 (2022年5月31日現在)	第79期 (ご参考) (2021年5月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	28,514	28,427	流動負債	11,474	15,188
現金及び預金	3,729	4,667	支払手形	144	154
受取手形	672	1,619	電子記録債務	3,147	2,642
電子記録債権	3,973	3,147	買掛金	4,107	5,387
売掛金	10,958	11,095	短期借入金	2,771	4,048
商品及び製品	4,333	2,727	1年内返済予定の長期借入金	—	900
仕掛品	240	200	1年内償還予定の社債	—	1,000
原材料及び貯蔵品	51	142	未払金	446	234
関係会社短期貸付金	3,878	3,877	未払費用	555	476
その他	678	951	未払法人税等	78	52
貸倒引当金	△1	△1	その他	223	291
固定資産	13,246	14,997	固定負債	5,973	3,330
有形固定資産	2,589	3,660	社債	1,400	—
建物	1,088	1,154	長期借入金	2,800	1,000
構築物	2	14	退職給付引当金	1,375	1,339
機械及び装置	13	16	繰延税金負債	—	480
工具、器具及び備品	102	838	再評価に係る繰延税金負債	9	25
土地	984	1,141	その他	387	484
リース資産	395	495	負債合計	17,448	18,519
建設仮勘定	1	—	(純資産の部)		
無形固定資産	1,166	1,828	株主資本	22,847	23,085
借地権	620	1,086	資本金	2,611	2,611
ソフトウェア	544	737	資本剰余金	3,608	3,608
その他	1	5	資本準備金	3,606	3,606
投資その他の資産	9,490	9,507	その他資本剰余金	1	1
投資有価証券	3,882	4,283	利益剰余金	18,353	18,590
関係会社株式	5,307	5,068	利益準備金	208	208
繰延税金資産	162	—	その他利益剰余金	18,145	18,382
その他	162	372	配当準備積立金	100	100
貸倒引当金	△24	△217	固定資産圧縮積立金	22	22
資産合計	41,760	43,424	別途積立金	15,000	15,000
			繰越利益剰余金	3,022	3,259
			自己株式	△1,725	△1,724
			評価・換算差額等	1,464	1,820
			その他有価証券評価差額金	1,442	1,761
			土地再評価差額金	22	58
			純資産合計	24,312	24,905
			負債純資産合計	41,760	43,424

※ 第79期 (2021年5月31日現在) はご参考 (監査対象外) です。

損益計算書 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第80期	第79期 (ご参考)
	(2021年6月1日から 2022年5月31日まで)	(2020年6月1日から 2021年5月31日まで)
売上高	44,593	43,679
売上原価	39,534	39,073
売上総利益	5,058	4,606
販売費及び一般管理費	5,060	4,759
営業損失(△)	△1	△152
営業外収益	1,566	2,776
受取利息	24	20
受取配当金	818	2,461
為替差益	301	39
受取補償金	278	130
その他	142	123
営業外費用	103	93
支払利息	38	45
外国源泉税	23	22
社債発行費	18	—
その他	22	26
経常利益	1,461	2,530
特別利益	99	0
投資有価証券売却益	5	—
関係会社株式売却益	84	—
その他	9	0
特別損失	1,598	456
固定資産除却損	11	3
減損損失	1,585	—
関係会社株式評価損	—	156
事業構造改善費用	—	291
その他	1	5
税引前当期純利益又は損失 (△)	△37	2,073
法人税、住民税及び事業税	91	19
法人税等調整額	△503	△65
当期純利益	373	2,118

※ 第79期 (2020年6月1日から2021年5月31日まで) はご参考 (監査対象外) です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月13日

佐島電機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 平 井 清

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井 上 喬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐島電機株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐島電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあるかと判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月13日

佐島電機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 清

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 喬

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐島電機株式会社(以下「会社」という)の2021年6月1日から2022年5月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月13日

佐烏電機株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	茂木正樹 ㊟
監査等委員	岩波利光 ㊟
監査等委員	下村定弘 ㊟
監査等委員	多和田英俊 ㊟
監査等委員	佐藤伸一 ㊟

(注) 監査等委員 岩波利光、下村定弘、多和田英俊及び佐藤伸一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

単元未満株式の買取制度のご案内

当社の単元株式数は100株となっております。1株から99株の単元未満株式につきましては、株式市場で売買できない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。

当社ではそのようなご不便を解消するため、単元未満株式を当社が買取する制度を実施しております。

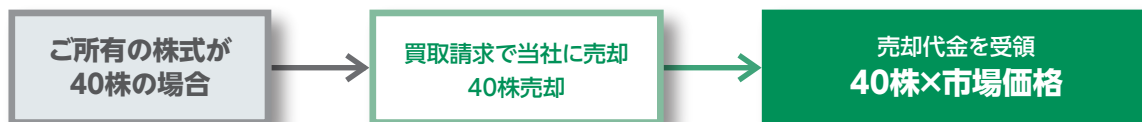
単元未満株式の買取制度の概要

買取請求制度

ご所有の100株未満の株式を当社に買取よう請求できる制度です。

【例】

株主様がご所有の40株を市場価格で当社に売却し、代金を受領する。



(ご注意) 単元未満株式の買取請求のお手続きにつきましては、単元未満株式が証券会社等の口座に記録されている場合はお取引口座のある証券会社等に、特別口座に記録されている場合は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行にお問い合わせください。

特別口座管理機関

三井住友信託銀行 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号：0120-782-031(フリーダイヤル)

(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

株主総会会場ご案内図

日時

2022年8月19日(金曜日)

午前10時

(受付開始は午前9時を予定しております。)

会場

東京都港区海岸一丁目11番2号 電話(03)3437-2011

ベイサイドホテル アジュール竹芝 14階「天平」

(昨年と会場が異なっておりますので間違えないようご注意ください。)

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

今後、株主総会当日までの状況変化により、本総会の運営等に変更が生じる可能性がございますので、ご出席の際は当社ウェブサイト(<https://www.satori.co.jp/ir/stock/meeting.html>)をご確認くださいようお願い申し上げます。



- 会場には駐車場がございませんので、お車のご来場はご遠慮ください。
 - 会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
 - 会場建物内への危険物の持ち込みやペットの同伴は禁じられておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ※株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

交通のご案内

JR「浜松町駅」北口より徒歩約7分

●東京モノレール「浜松町駅」中央口より徒歩約9分

都営地下鉄 ○大江戸線 ○浅草線

「大門駅」B1出口より徒歩約8分

●東京臨海新交通ゆりかもめ

「竹芝駅」東出口より徒歩約2分

佐鳥電機株式会社



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮した「ベジタブルインク」を使用しています。